

News Release

平成 23 年 10 月 21 日
消 費 者 庁「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起
(第 2 報)

「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘を巡るトラブルについて、消費者庁は、平成 23 年 8 月 12 日に、3 事例 6 社の情報を公表し、消費者への注意喚起を行いました。(注 1)

しかし、その後も、各地の消費生活センターには、「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘を巡るトラブルの相談が寄せられています。

当庁が調査したところ、さらにいくつかの業者が関与した事例について、消費者事故等にあたる不適切な勧誘行為があることを確認しました。

このため、当庁では、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、新たな事例について、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、再度、消費者の皆様へ注意を呼びかけます。

この度、新たに不適切な勧誘行為を行っていた業者は、「株式会社 RBA」、「株式会社未来企画」、「株式会社ほしの開発」、「株式会社ライフコーポレーション」、「株式会社アールエスエス」及び「株式会社双天」の 6 社です。

(注 1): 『「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起』

(http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/110812_1.pdf)

(注意喚起の要旨)

- 実際には業者が鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有していないにもかかわらず、あたかもそれを有していて、取引の対象である「権利」や「証券」が販売又は発行されるかのような説明が行われています。
- 事例で名を挙げた業者から、事例で紹介したパンフレット等が送付されても、勧誘に応じないようにしましょう。
- 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関し、他の業者から、紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、慎重に対応してください。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課

消費者事故対応室

TEL : 03(3507)9187 (直通)

FAX : 03(3507)9287

「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起 (第2報)

消費者庁は、平成23年8月12日付で「『鉱山の採掘』や『鉱物』に関する権利の勧誘に関する注意喚起」を公表しました (http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/110812_1.pdf)。

本日、同様の勧誘に関する新たな事例(事例1～事例2-3)について、「『鉱山の採掘』や『鉱物』に関する権利の勧誘に関する注意喚起(第2報)」を公表します。

1. 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関するトラブルの状況

「『鉱山の採掘』や『鉱物』に関する権利の勧誘に関する注意喚起」の公表後も、各地の消費生活センターには、同様の勧誘を巡るトラブルの相談が寄せられています。

消費者庁が調査したところ、さらにいくつかの業者が関与した事例について、消費者事故等にあたる不適切な勧誘行為があることを確認しました。

このため、当庁では、消費者安全法(平成21年法律第50号)第15条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様へ注意を呼びかけます。

(注意喚起の要旨)

- 実際には業者が鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有していないにもかかわらず、あたかもそれを有していて、取引の対象である「権利」や「証券」が販売又は発行されるかのような説明が行われています。
- 事例で名を挙げた業者から、事例で紹介したパンフレット等が送付されても、勧誘に応じないようにしましょう。
- 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関し、他の業者から、紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、慎重に対応してください。

2. 具体的な業者名と勧誘事例

事例1

- ◎ 「株式会社未来企画」から消費者に、熊本県球磨郡水上村の砂鉱を事業地とする「株式会社RBA」のパンフレットと、「株式会社未来企画」宛の「株式会社RBA 金鉱床採掘権区分受益権購入者募集のお知らせ兼申込書」が届いた。
- ◎ パンフレットには、次のような記載があった。
 - ・「弊社としましては、九州経済産業局長に鉱業権の許可申請し、上場大手企業と共同事業として採掘計画が決定しております。」
- ◎ 「株式会社RBA 金鉱床採掘権区分受益権購入者募集のお知らせ兼申込書」には、

次のような記載があった。

- ・「事業地：熊本県球磨郡水上村、市房ダム、許可面積 31,706 アールの砂鉱」
- ・「区分受益権 1 口の金額：金 100,000 円」
- ・「償還期間：2 年」
- ・「配当金（利払い金 年 6%）受取口座」
- ・「ご購入のお客様には、登記済権利書が発行されます。」

◎ その後、「株式会社未来企画」から電話で勧誘され、消費者は10口100万円分を購入する旨を記入した「株式会社RBA 金鉱床採掘権区分受益権購入者募集のお知らせ兼申込書」を送付し、「株式会社未来企画」の口座に代金を振り込んだ。その後、「株式会社未来企画」から、「九州経済産業局長に鉱山権の許可申請し、大手市場企業と共同事業としての採掘計画のご案内です。」と記された封筒に入った「株式会社未来企画 仮証明書」が送付され、「株式会社RBA」からも「試掘権譲渡権利証」が送付されてきた。

◎ 証券会社を名乗る見知らぬ者（以下「買取り業者A」という。）から消費者宅に電話があり、「九州の人が、『株式会社RBA』の試掘権の譲渡権利を欲しがっており、消費者が負担した額に割り増しを行うので、消費者の持つ試掘権の譲渡権利を買取りたい。」と言われた。消費者が、その話を信じ、試掘権の譲渡権利を譲る気になったところ、買取り業者Aから「代金も既に九州の人から振り込んでもらっており、『株式会社未来企画』に、100万円を振り込んで、消費者の持つ試掘権の譲渡権利を譲渡可能なものとして譲ってほしい。」と言われた。

事例 2-1

◎ 消費者宅に、違う会社名を名乗る見知らぬ者から複数回電話があり、「『株式会社ほしの開発』の社員券を持っていないか、持っていれば高額で買い取る。」という電話がかかってきた。

◎ 「株式会社ライフコーポレーション」から消費者に封筒が届いた。封筒には、表紙及び裏表紙に「株式会社ほしの開発」と記載された「純日本国産の金 興昌星野金山の再生」と題するパンフレットと、「株式会社ほしの開発」の「譲渡担保権付社員券概要」及び「株式会社ライフコーポレーション」宛の「譲渡担保権付社員券申込書」が同封されていた。

◎ パンフレットには、次のような記載があった。

- ・「興昌星野金山事業所が作成した事業計画書によると現〇〇氏所有の試掘権登録 11168 及び 11169 が興昌星野金山の鉱区にあたる。」
- ・「11168 (33770R)、11169 (29494R) の面積で合計 63264R が現〇〇氏所有の興昌星野金山付近の面積となる。」
- ・「興昌星野金山（〇〇星野金山）再開発事業計画書 概要」・「所在地 福岡県八女地方」
- ・「埋蔵量 100 万トン」

(注)「〇〇」には、具体的な苗字が記載されている。

- ◎ 「譲渡担保権付社員券概要」には、次のような記載があった。
 - ・「1口の金額 — 金 400,000 円」
 - ・「募集人員 — 100 名」
 - ・「年利 — 10.8%」
 - ・「月利 — 0.9%」
 - ・「償還 — 1年償還」
- ◎ その後、「株式会社ライフコーポレーション」から、再度、消費者に封筒が送られてきた。封筒には、表紙及び裏表紙に「株式会社ほしの開発」と記載された「純日本国産の金 興昌星野金山の再生」と題するパンフレットと、「株式会社ほしの開発」の「譲渡担保権付社員券概要」（1回目に送付されたものとは、申込期間が異なるもの）及び「株式会社ライフコーポレーション」宛の「譲渡担保権付社員券申込書」が同封されていた。

事例 2-2

- ◎ 「株式会社アールエスエス」から消費者に、表紙及び裏表紙に「株式会社ほしの開発」と記載された「純日本国産の金 興昌星野金山の再生」と題するパンフレットと「株式会社ほしの開発」の「譲渡担保権付社員券概要」及び「株式会社アールエスエス」宛の「譲渡担保権付社員券申込書」が届いた。
- ◎ パンフレットには、次のような記載があった。
 - ・「興昌星野金山事業所が作成した事業計画書によると現〇〇氏所有の試掘権登録 11168 及び 11169 が興昌星野金山の鉱区にあたる。」
 - ・「11168 (33770R)、11169 (29494R) の面積で合計 63264R が現〇〇氏所有の興昌星野金山付近の面積となる。」
 - ・「興昌星野金山 (〇〇星野金山) 再開事業計画書 概要」
 - ・「所在地 福岡県八女地方」
 - ・「埋蔵量 100 万トン」(注)「〇〇」には、具体的な苗字が記載されている。
- ◎ 「譲渡担保権付社員券概要」には、次のような記載があった。
 - ・「1口の金額 金 400,000 円」
 - ・「募集人員 100 名」
 - ・「年利 10.8%」
 - ・「月利 0.9%」
 - ・「償還 1年償還」
- ◎ 「株式会社アールエスエス」から消費者宅に電話があり、「パンフレットが送られている人しか購入できない譲渡担保権付社員券を高く買い取りたいという会社（以下「買取り業者B」という。）がいる。」と譲渡担保権付社員券の購入を勧められた。また、「株式会社アールエスエス」から「社員券を購入するためのお金は、消費者が『株式

会社アールエスエス』に代金を振り込む前に、買取り業者Bが持って行くので、先行して、譲渡担保権付社員券購入に係る申込みをしてくれ。」と言われた。

- ◎ 消費者は、100口4,000万円分の譲渡担保権付社員券の購入を申し込むため、「株式会社アールエスエス」宛に「譲渡担保権付社員券申込書」をFAXで送付したところ、「株式会社アールエスエス」から「翌日、買取り業者Bが消費者宅の最寄り駅に行く。」と電話があった。それに応じて買取り業者Bと駅で待ち合わせをしたが、結局、買取り業者Bは現れず、その日、購入費用を支払ってもらうことができなかった。

一方、「株式会社アールエスエス」からは「申込みが既にされているので、取りあえず権利を押さえるために、200万円急ぎ振り込んでくれ。」と再三言われている。

事例 2-3

- ◎ 消費者宅に見知らぬ業者（以下「買取り業者C」という。）から、電話があり、次のように言われた。「天文年間に九州で発見された金山が本格的な開発に着手され再開発されるため、『株式会社ほしの開発』の譲渡担保権付社員券を1口40万円、募集人数100名、申込期間1カ月、年利10.8%、1年償還の条件で販売する。市内で選ばれた方3,000名に限定でパンフレットが届く。将来有望な話なので、『株式会社ほしの開発』の譲渡担保権付社員券が欲しいので、ぜひ購入して譲ってほしい。」
- ◎ その後、消費者に「株式会社双天」から、表紙及び裏表紙に「株式会社ほしの開発」と記載された「純日本国産の金 興昌星野金山の再生」と題するパンフレットと、「株式会社双天」宛の「譲渡担保権付社員券申込書」が届いた。
- ◎ パンフレットには、次のような記載があった。
- ・「興昌星野金山事業所が作成した事業計画書によると現〇〇氏所有の試掘権登録11168及び11169が興昌星野金山の鉱区にあたる。」
 - ・「11168(33770R)、11169(29494R)の面積で合計63264Rが現〇〇氏所有の興昌星野金山付近の面積となる。」
 - ・「興昌星野金山(〇〇星野金山)再開発事業計画書 概要」
 - ・「所在地 福岡県八女地方」
 - ・「埋蔵量 100万トン」
- (注)「〇〇」には、具体的な苗字が記載されている。
- ◎ 「譲渡担保権付社員券申込書」には、次のような記載があった。
- ・「1口の金額 金400,000円」
 - ・「募集人員 100名」
 - ・「年利 10.8%」
 - ・「月利 0.9%」
 - ・「償還 1年償還」
- ◎ 数日後、今度は買取り業者Cと別の見知らぬ業者からも、同じように社員券を買い取りたいとの電話がかかってきた。

なお、各社の概要は以下のとおりである。(いずれも平成23年7月13日現在)

株式会社RBA (事例1)

商号	株式会社RBA
住所	東京都港区西麻布一丁目10番16-501号
会社成立の年月日	平成22年12月6日
資本金の額	金1000万円
代表取締役	武藤治男

株式会社未来企画 (事例1)

商号	株式会社未来企画
本店	東京都大田区西蒲田七丁目55番3号プロフィットリンク蒲田301
会社成立の年月日	平成23年4月27日
資本金の額	金300万円
代表取締役	伊藤圭吾

株式会社ほしの開発 (事例2-1、2-2及び2-3)

商号	株式会社ほしの開発
本店	東京都港区新橋五丁目25番1号新橋ビジネスガーデン
会社成立の年月日	平成23年5月9日
資本金の額	金500万円
代表取締役	松原悠

株式会社ライフコーポレーション (事例2-1)

商号	株式会社ライフコーポレーション
本店	東京都新宿区西新宿七丁目17番14号新宿シティ源ビル5階
会社成立の年月日	平成23年4月19日
資本金の額	金500万円
代表取締役	林穂

株式会社アールエスエス (事例2-2)

商号	株式会社アールエスエス
本店	東京都渋谷区恵比寿二丁目28番10号秀ビル1010
会社成立の年月日	平成23年4月18日
資本金の額	金300万円
代表取締役	影島友俊

株式会社双天 (事例2-3)

商号	株式会社双天
本店	東京都千代田区神田佐久間町1-16-504
会社成立の年月日	平成23年3月15日
資本金の額	金500万円
代表取締役	鈴木順次

※ 詳細は別添「参考資料」を御参照ください。

3 これら事例の問題点

- (1) 勧誘資料に掲載された業者は、勧誘資料の中に名が挙げられた鉱山や鉱区に、鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）上の権利（鉱物の掘採・取得に係る権利）を有していないことを、消費者庁として確認しています。しかし、勧誘にあたり、当該業者が当該鉱山・鉱区に権利を有していないという重要な事実が説明されていません。すなわち、これら事例においては、実際には業者が鉱業法上の権利を有していないにもかかわらず、あたかもそれを有していて、取引の対象である「権利」や「証券」が販売または発行されるかのような説明が行われています。

(注) 鉱物を掘採・取得するためには、鉱業法に基づく権利（鉱業権（※）又は租鉱権）を取得する必要があります。これらの権利は、国に対して設定等を申請し、許認可を受け、鉱業原簿に登録されなければ、効力が発生しません。

(※) 鉱業権には、鉱業の準備的作業を実行するための「試掘権」と本格的な採掘事業を行うことを目的とする「採掘権」の 2 種類があります。

- (2) また、事例 1 の「株式会社 RBA」については、当該鉱区の真の試掘権者が、既に、九州経済産業局長から事業着手の延期の認可を受けており、また、施業案の提出もなされていない状況（平成 23 年 10 月 14 日現在）であるにもかかわらず、その重要な事実が、消費者に対し説明されていません。すなわち、当該鉱区において、鉱物を掘採・取得できない状況であるにもかかわらず、「株式会社 RBA」自らが速やかに鉱物の掘採・取得を行うことができるかのような説明がなされています。

(注) 鉱業の着手前には、経済産業局長に対し、鉱業を営むための実施計画である施業案の届出を行うことが必要とされています。

- (3) なお、勧誘資料によると、取引の対象となっているのは、「金鉱床採掘権区分受益権」といった「権利」又は「譲渡担保権付社員券」といった「証券」です。しかし、これらの具体的な内容に関しては不明な点が多く、何ら説明が行われていません。

4 消費者へのアドバイス

- ◎ 紹介した事例で名を挙げた業者による「鉱山の採掘権」や「鉱物」に関する権利の勧誘については、前記のとおり様々な問題点が確認されています。

事例で名を挙げた業者から事例で紹介したパンフレット等が送付されても、勧誘に応じないようにしましょう。

- ◎ これらの業者からパンフレット等が送付された後、別の業者などを名乗る者から、「購入した権利や証券を高値で買い取るので代わりに買ってほしい。」などと勧誘する、

「劇場型」と呼ばれる事例の相談が寄せられています。

しかしながら、このような場合に実際に行取りが行われた事例は、消費者庁では、一件も確認していません。「高値で買い取る」という話を安易に信じないようにしましょう。

- ◎ 勧誘資料において「金鉱床探掘権区分受益権」といった「権利」が申込の対象となっていたり、申し込んだ消費者に対して「譲渡担保権付社員券」といった「証券」が送付されたりしています。しかし、このような「権利」や「証券」は、法律で定義されたり一般の商取引で広く使用されたりしている概念ではなく、具体的な内容があいまいなものです。

何が取引の対象となっているのかあいまいで理解できないところが少しでもある場合は、絶対に契約をしてはいけません。

- ◎ 不審に思った場合、断つてもしつこく勧誘された場合などは、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

- 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）

電話 0570-064-370

- 警察（警察安全相談窓口）

電話 #9110

- ◎ 消費者からの鉱業権等に関するお問い合わせや鉱業権設定の事実関係の確認は、経済産業省等（各経済産業局、内閣府沖縄総合事務局経済産業部）の各消費者相談室でも承っています。

- 経済産業省等の問合せ先

【北海道経済産業局消費者相談室】

TEL：011-709-1785（相談専用）

受付時間：10:00～16:15（12:00～13:00 除く）（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

【東北経済産業局消費者相談室】

TEL：022-261-3011（相談専用）

受付時間：10:00～16:00（12:00～13:00 除く）（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

【関東経済産業局消費者相談室】

TEL：048-601-1239（相談専用）

受付時間：10:00～16:00（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

【中部経済産業局消費者相談室】

TEL：052-951-2836（相談専用）

受付時間：10:00～16:00（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

【近畿経済産業局消費者相談室】

TEL：06-6966-6028（相談専用）

受付時間：9:30～16:00（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

【中国経済産業局消費者相談室】

TEL：082-224-5673（相談専用）

受付時間：9:00～16:00（12:00～13:00 除く）（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

【四国経済産業局消費者相談室】

TEL：087-811-8527（相談専用）

受付時間：9:00～16:00（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

【九州経済産業局消費者相談室】

TEL：092-482-5457・5458（相談専用）

受付時間：9:30～16:30（12:00～13:00 除く）（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

【内閣府沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室】

TEL：098-862-4373（相談専用）

受付時間：10:00～16:00（12:00～13:00 除く）（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

【経済産業省（本省）消費者相談室】

TEL：03-3501-4657（相談専用）

受付時間：10:00～16:00（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

- ◎ この文書は、現時点で不適切な勧誘行為等を確認できた事例について、具体的な業者の名を挙げ注意喚起を行うものであり、この文書で名を挙げていない業者による勧誘について問題がないことを示すものではありません。「鉱山の探掘」や「鉱物」に関し、他の業者から、この文書で紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、上記の各アドバイスを参考としながら慎重に対応してください。

RBA・未来企画による勧誘の詳細（事例1）

<RBAのパンフレットの記載概要>

- ・弊社としましては、九州経済産業局長に鉱業権の許可申請し、上場大手企業と共同事業として採掘計画が決定しております。
- ・熊本県水上村で金が発見される

<「株式会社RBA 金鉱床採掘権区分受益権購入者募集のお知らせ兼申込書」の記載概要>

- ・○購入者募集概要
 - 事業地：熊本県球磨郡水上村、市房ダム、許可面積 31,706 アールの砂鉱
 - 区分受益権 1 口の金額：金 100,000 円
 - 募集人数：100 名
 - 償還期間：2 年
- ・○申込内容
 - 配当金（利払い金 年6%）受取口座
- ・ご購入のお客様には、登記済権利書が発行されます。

<「株式会社未来企画 仮証明書」を送付してきた封筒の記載概要>

- ・九州経済産業局長に鉱山権の許可申請し、大手上場企業と共同事業としての採掘計画のご案内です。

<「試掘権譲渡権利証」と題する証書の記載概要>

- ・譲渡制限
 - 当会社の試掘権譲渡権利証を譲渡により取得するには、社員総会の承認を受けなければならない。
- ・本試掘権譲渡権利証は記名者が表示口数の権利を有することを当会社の定款に記載したことを証する。

ほしの開発・ライフコーポレーションによる勧誘の詳細（事例2-1）

<「純日本国産の金 興昌星野金山の再生」と題するパンフレットの記載概要>

- ・当時東洋一の金山として有名な鯛生金山も現在では〇〇氏鉱区内にあるが現在地底博物館として日田市にその部分は返納している。しかし近隣の鉱区はすべて〇〇氏が鉱業権を所有している。
- ・興昌星野金山事業所が作成した事業計画書によると現〇〇氏所有の試掘権登録 11168 及び 11169 が興昌星野金山の鉱区にあたる。11168 (33770R)、11169 (29494R) の面積で合計 63264R が現〇〇氏所有の興昌星野金山付近の面積となる。
- ・興昌星野金山（星野金山 F、G）推定埋蔵量 100 万トンとして $3,700 \text{円} \times 20 = 74,000 \text{円}$ 、 $74,000 \text{円} \times 100 \text{万トン} = 740 \text{億円}$
- ・興昌星野金山（〇〇星野金山）再開発事業計画書 概要
所在地 福岡県八女地方
埋蔵量 100 万トン
平均品位 金 (Au) 20g/t 銀 (Ag) 200g/t 埋蔵量及び含有量品位の探査分析は、九州大学教授、工学博士、△△△△△氏
- ・興昌星野金山をご存知でしょうか？
天文年間に発見され、戦後の混乱により放置された金鉱。純然たる日本国産の金を、覚醒させる時がきました。

(注)「〇〇」には具体的な苗字が記載されている。

「△△△△△」には具体的な氏名が記載されている。

<「譲渡担保権付社員券概要」の記載概要>

- ・概要
1口の金額 — 金 400,000 円
募集人員 — 100 名
年利 — 10.8%
月利 — 0.9%
償還 — 1年償還

ほしの開発・アールエスエスによる勧誘の詳細（事例2-2）

<「純日本国産の金 興昌星野金山の再生」と題するパンフレットの記載概要>
(事例2-1に同じ。)

<「譲渡担保権付社員券概要」の記載概要>

- ・ 1口の金額 金 400,000 円
- ・ 募集人員 100 名
- ・ 年利 10.8%
- ・ 月利 0.9%
- ・ 償還 1年償還

ほしの開発・双天による勧誘の詳細（事例2-3）

<「純日本国産の金 興昌星野金山の再生」と題するパンフレットの記載概要>
(事例2-1に同じ。)

<「譲渡担保権付社員券申込書」の記載概要>

- ・ ●概要
 - 1口の金額 金 400,000 円
 - 募集人員 100 名
 - 年利 10.8%
 - 月利 0.9%
 - 償還 1年償還